

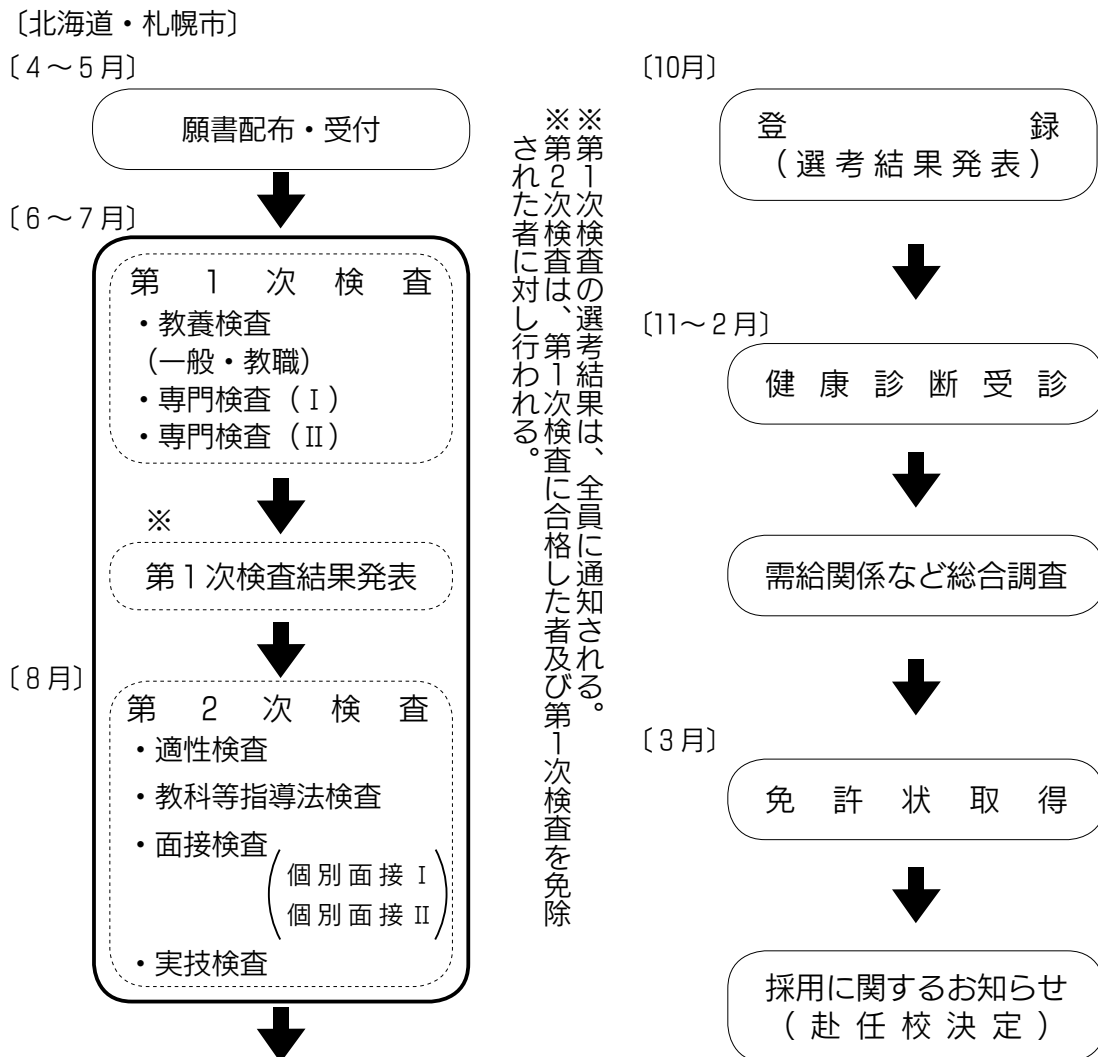
18. 教員採用候補者選考検査

I. 公立学校教員

(1) 出願から採用決定まで

公立学校教員を希望する学生は、各都道府県教育委員会（政令指定都市は市の教育委員会）が実施する教員採用候補者選考検査を受検しなければならない。

筆記検査、面接検査、健康審査等に合格すると「採用候補者名簿」に登録され、この名簿に載った者が採用されるが、登録が直ちに採用を意味するものではない。



※都道府県によって、検査内容が多少異なることがあるが、おおむねこのような経過を経て選考が行われる。

(2) 教員採用候補者選考検査の内容

教員採用候補者選考検査の内容は、都道府県によって多少の違いはあるが、一般的には、第1次検査で筆記検査を行い、その合格者及び第1次検査免除者に対して、第2次検査を行う。第2次検査は、適性検査、面接、論文検査、実技を実施するところが多い。

（北海道・札幌市は、YG性格検査がある。）

各教育委員会の定めた推薦条件に該当する者を大学が推薦する制度を導入している教育委

員会があるが、試験の合格を保証するものではなく、試験の一部免除等の取扱いを受けられる制度である（北海道・札幌市は、この制度を設けていない）。大学推薦は、送付された募集要項の就職支援課及び教職実習準備室への掲示により募集する（大学へ募集要項を送付しない教育委員会もあるため、就職支援課に問い合わせること）。

なお、採用候補者選考検査の形式は、年度によって若干の変更があるので事前に要項等で確認すること。

〈『平成31年度 北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査実施要領』

（平成30年度実施）より抜粋）

- ・第1次検査（教養検査，専門検査）：平成30年6月24日（日）
- ・第2次検査（適性検査，教科等指導法検査，面接検査，実技検査）
：平成30年8月3日（金），4日（土），5日（日）

※詳細は、北海道・札幌市教育委員会のホームページで確認すること。

1. 受検資格

日本国籍を有し（日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用）、次の要件を満たす者に限る。

1) 次の各号に該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 教員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - エ 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2) 教育職員免許法により授与された各区分相当の普通免許状を有する者（平成31年3月31日までの取得見込みを含む。）
- 3) 【採用希望区分が札幌市】昭和54年4月2日以降に生まれた者。ただし、高等学校教諭及び特別支援学校教諭の高等部・自立活動の受検者については、昭和44年4月2日以降に生まれた者

【採用希望区分が北海道】昭和34年4月2日以降に生まれた者

2. 受検区分（本学で取得できる免許状に関する教科のみ）

(1) 一般選考

区分		教科（科目）
中学校教諭		社会，英語
高等学校教諭		地理歴史（地理・日本史・世界史），公民（倫理・政治経済），商業，英語
特別支援学校教諭	中学部	社会
	高等部	地理歴史（地理・日本史・世界史），公民（倫理・政治経済）

(注) 1 受検は、1種類の教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。ただし、次の場合に限り併願を認めます(採用希望区分が札幌市の者は除く。)

受検区分間	併願要件	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・「中学校教諭」 ・「特別支援学校教諭(中学部)」(同一教科に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状を所有していること(平成31年3月31日までの取得見込みを含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・併願を希望する場合は、願書に第1希望及び第2希望を明記すること。 ・併願を希望する場合は、第1次検査で「専門検査(Ⅱ)」を受検すること。 ・一般選考(地域枠)及び一般選考の特例並びに各特別選考の受検者は併願できません。
<ul style="list-style-type: none"> ・「高等学校教諭」 ・「特別支援学校教諭(高等部)」(同一教科(科目)に限る。) 		

2 北海道の小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください。

札幌市の小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、札幌市の特別支援学校教諭の小学部又は中学部の受検区分で受検してください。

3 高等学校教諭又は特別支援学校教諭の高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科又は工業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。

(2) 特別選考(スポーツ・芸術特別選考)

[志願者]

次に掲げるスポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者は、申請により、特別選考の区分による出願ができる。ただし、同一人につき出願は3回を限度とする。

- ・スポーツの分野において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者
- ・音楽、美術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者
- ・その他上記に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できるもの

[選考方法]

申請のあった志願者について、出願書類により対象者を決定し、第1次検査を免除する。第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施するが、技能・実績の内容に密接に関連する実技検査については免除する。

[受検資格及び区分]

一般選考と同様。

その他にも、障がい者特別選考などもあるので、就職支援課で確認すること。

3. 検査の方法及び内容

[第1次検査]

〈筆記検査〉教養〈一般・教職〉が60分、専門が60分、特別支援学校受検者のみ、さらに専門40分

一般教養…自然科学，社会科学及び人文科学について，教員として必要な知識や理解をみる。(マークシート式)

教職教養…学校教育関係の法規及び教育原理，教育心理，道徳教育等について，教員として必要な知識や理解をみる。(マークシート式)

専門(Ⅰ)…受検する学校の種類及び教科(科目)に応じた専門的知識や学習指導要領に関する知識や理解をみる。(マークシート式)

特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校教科別及び自立活動(肢体不自由)の専門的な知識や理解をみる。(マークシート式)

専門(Ⅱ)…特別支援学校教諭について、特別支援学校教育の全般にわたる基礎的な知識や理解をみる。(マークシート式)

[第2次検査]

〈適性検査〉受検者の情緒傾向、性格特性などをみるためにYG性格検査(50分)を行う。

〈教科等指導法検査〉受検する学校の種類及び教科(科目)に応じた指導法についての理解をみる。(記述式)

〈面接検査〉個別面接を行う。

〈実技検査〉日常的なことの自由会話と英文を読んで内容について答える。(中、高、特別支援英語のみ)

[資格等による免除の措置]

次の教科を受検する者で、それぞれに該当するいずれかの資格等を有するものは、申請により専門検査(Ⅰ)(英語の場合は、2次実技検査を含む。)の免除の措置を受けることができる。

1) 中学校・高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)の英語

- ・実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級の合格者
- ・TOEFL(国際教育交換協議会主催)PBT580点(iBTの場合は92点)以上取得者(平成28年6月25日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)
- ・TOEIC(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)860点以上取得者(平成28年6月25日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。))を受検した者に限る。)

2) 高等学校及び特別支援学校(高等部)の商業

- ・日商簿記検定1級(日本商工会議所主催)合格者又は全経簿記検定上級(公益社団法人全国経理学校協会主催)合格者
- ・税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目合格者
- ・公認会計士又は税理士の資格取得者
- ・情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者

4. 選考結果の通知

第1次検査の合格者については、平成30年7月24日(火)に北海道教育委員会及び札幌市教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載し、同日に第1次検査の結果通知について本人へ発送する。

採用候補者名簿に登録する者については、平成30年10月16日(火)に北海道教育委員会及び札幌市教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番

号を掲載し、同日に第2次検査の結果通知について採用候補者名簿に登録する者としいない者に区分して本人へ発送する。

5. 登録および採用の方法

1) 登録の方法

ア. 登録は、願書の採用希望区分により、北海道と札幌市に区分して採用候補者名簿に登録する。ただし、高等学校及び特別支援学校の自立活動については、北海道と札幌市が共同で登録する。

イ. 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行う。

○「登録A」は、平成31年4月1日で採用を予定する者の登録。

○「登録B」は、平成31年4月1日以降の採用を予定する者の登録。

ウ. 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成32年4月1日である。なお、国内外の大学院に進学する場合は、本人の申出により登録期間を1年間延長することができる。

2) 採用の方法

ア. 採用は、登録Aに登録された者、登録Bに登録された者の順で行う。

イ. 学校種類ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及び採用調整の希望の有無により登録した学校種類以外の学校又は教科・科目に採用する場合がある。

ウ. 採用に当たっては、北海道(札幌市)が指示する健康診断を受診することが必要である。

エ. 採用候補者名簿登載期間中に、次の事項に該当する場合は名簿から削除する。

(ア) 平成31年3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合

(イ) 正当な理由なく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合

(ウ) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合

(エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

オ. 併願者が第2希望の受検区分で登録された場合は、第2希望の学校種で採用し、原則として、当該学校種で異動することとなるため、併願の希望に当たっては十分留意すること。

II. 私立学校教員

私立学校の教員採用はそれぞれの学校が独自で行っており、特に卒業生や縁故採用で充足するところも多い。知人の紹介での採用、その学校の出身者からの採用、大学に求人がある場合など、いろいろなケースがあるので希望者は早くから出身校等に依頼しておく他、直接、学校を訪問して採用の有無を確かめることが必要となる。

また、東京、群馬、静岡、愛知、広島などのように「私立学校教員適性検査」という形で、私立学校が共同して試験を実施しているところもある。

その他、各都道府県にある私立学校団体で就職関係書類を受理するところがある。